

## 被災者向けの各種手数料等の扱いについて

平素は当社を御利用いただき御厚情のほど、心より御礼申し上げます。  
東日本大震災の被災者様が建築主となり建築される住宅・建築物における各種の申請業務の料金を下記の条件に変更いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 被災者向手数料の適用範囲

##### (1) 災害の適用範囲

平成 23 年東日本大震災による被災に適用します。

##### (2) 住宅の被災の程度による適用範囲

罹災証明書には、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊等の罹災程度が記載されていますが、そのうちの全壊、大規模半壊、半壊、原子力発電所の事故により移転を余儀なくされた場合に対して適用します。一部損壊は含みません。

##### (3) 申請者、依頼者又は建築主の適用範囲

それぞれの申請・依頼において、建築主の一部に罹災証明書の罹災者名があれば適用します。

(例) 罹災証明書の罹災者の子供と連名で建築主となり住宅の新築をする場合も適用となります。

#### 2. 被災者向手数料の適用期間

平成 23 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日とします。

#### 3. 減額業務種

・確認申請、計画変更、中間検査及び完了検査申請手数料

※適合証明、設計評価、建設評価、長期優良住宅技術的審査料金の減額は、ありません。

#### 4. 被災者の証明方法

地方自治体が発行する罹災証明で確認します。

(申請ごとにコピーを添付してください。)

以上

※詳細につきましては、当センターまでお問合せください。